

(素案)

東京都食品安全推進計画の考え方について

(中間のまとめ)

食品安全審議会 検討部会

はじめに

東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、平成 16 年 7 月 29 日、「東京都食品安全推進計画の考え方」について知事から諮問され、効率的な検討を行うため、部会での検討を決定した。

当検討部会では、「東京都食品安全条例」（以下、「食品安全条例」という）に示された基本理念等を踏まえ、食品安全推進計画で示すべき事項や、留意すべき点などについて検討を行った。

今後、本中間まとめを審議会へ報告するとともに、都民・事業者など関係者から広く意見を聴きながら、更に検討を進めていく。

計 画 の 概 要

1 目 的

食品の安全確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

2 位置づけ

この計画は、東京都食品安全条例第 7 条に基づき、東京都（以下「都」という。）が策定するものであり、食品の安全確保のために都が進める施策について

①総合的な施策の体系 ②施策の中期的な方向性 ③重点的に取り組むべき事項を示すものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 17（2005）年度から平成 21 年度（2009）年度までの 5 年間とする。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 はじめに

- ・ 食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つ
- ・ 都は、平成2年に「東京都における食品安全確保対策に係る基本方針」を策定し、全国に先駆けて食品の生産から消費に至る総合的な施策を推進
- ・ 平成13年9月の牛海綿状脳症（BSE）発生を契機に、事故を未然に防止し、リスクを最小限とするシステムの確立とともに、消費者・事業者など関係者の相互理解と協力による安全確保の重要性を認識
- ・ 都は、これらの状況を踏まえ、食品安全行政の更なる推進を実現するため、平成16年3月、東京都食品安全条例（以下、「食品安全条例」という。）を制定
- ・ 今後、食品安全条例に示された基本的な方向性に基づき、施策をより総合的・計画的に推進するため、東京都食品安全推進計画の策定が必要

2 食品の安全確保における現状と課題

(1) 食品安全行政の現状

- ・ BSEの発生に続き、輸入農産物の農薬残留基準違反などの相次ぐ発生を契機に、「安全を確保する」ためリスクを最小限とするシステムの構築が急務
また、食品偽装表示事件などによる消費者の不信解消を図り、「安心を確保する」ための正確な情報提供と透明性の確保の必要性が提起
- ・ 国においては、「リスク評価」「リスク管理」「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなる「リスク分析」の考え方を導入し、食品の安全確保に関する基本的な理念や関係者の役割などを定めた「食品安全基本法」を制定
また、食品衛生法をはじめ関係法令の改正を行い、食品の安全確保に向けた取組を推進

(2) 都の地域特性を踏まえた課題

- ・ 都は、地方自治体として「国との適切な役割分担を踏まえ、その区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する」ことが責務
- ・ 都の地域特性の第一は、わが国最大の食品の消費地
◇日本の総人口の約1割にあたる1200万人が居住

昼間人口は、国民の 12%

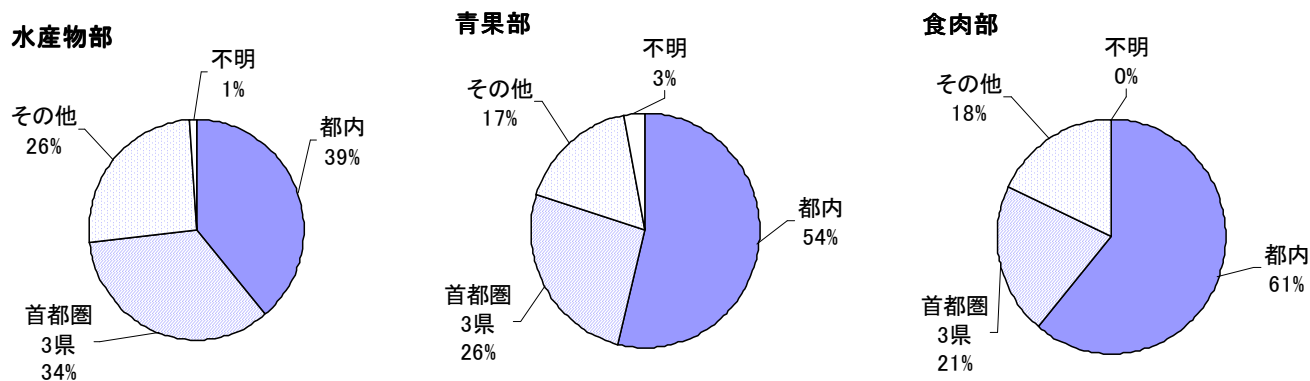
- ・ 地域特性の第二は、消費だけでなく流通の拠点・情報の発信地
◇東京都中央卸売市場で取引された農林水産物の 4～6 割が都外に搬出
- ・ 都の地域特性を踏まえると、都における食の危機は、全国の危機となる可能性。また、集積される情報の中から、いち早く健康への悪影響の芽をキャッチし、未然防止を図っていくことも可能
- ・ 国による体制整備とともに、国との役割分担を踏まえて、都としての食品の安全・安心確保に向けた自治体レベルでの仕組づくりを進めることが、都の課題であり責務
- ・ 平成 15 年度の都政モニターアンケートにおいて、回答者の 96.3%が食の安全に関する情報について気にかけるようになったと回答
- ・ 都民の食品の安全に係わる関心の高まりに応えるため、食品の安全に関する正確かつ迅速な情報提供、都民・事業者など関係者との情報・意見の交換など、都民の安心・信頼を得られる施策の実施に考慮

全国の人口に占める東京都の人口の割合（単位：千人、%）

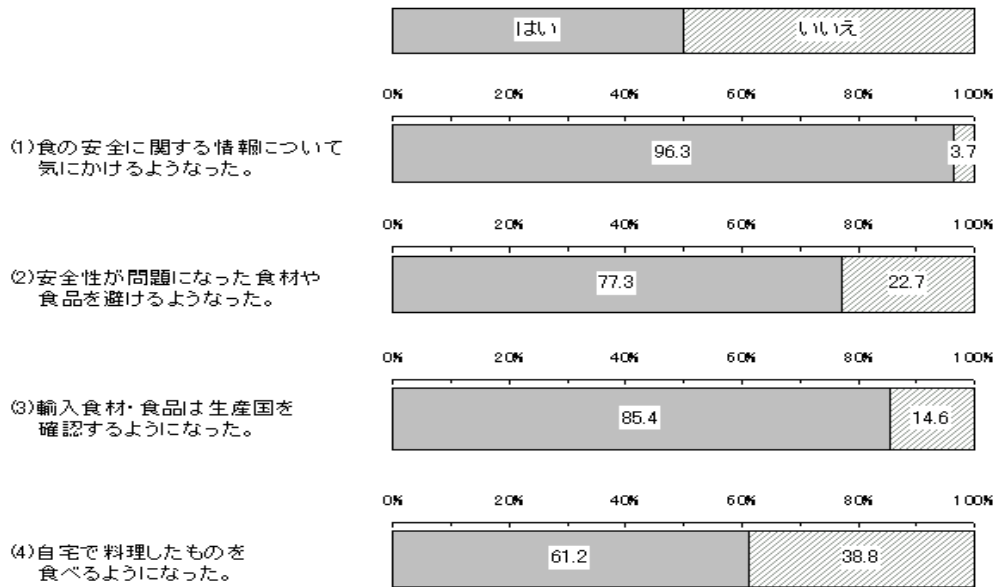
	全国	東京都	割合
昼間人口	126,926	14,667	11.6
夜間人口	126,926	12,017	9.5

（資料）総務省「平成 12 年国勢調査」

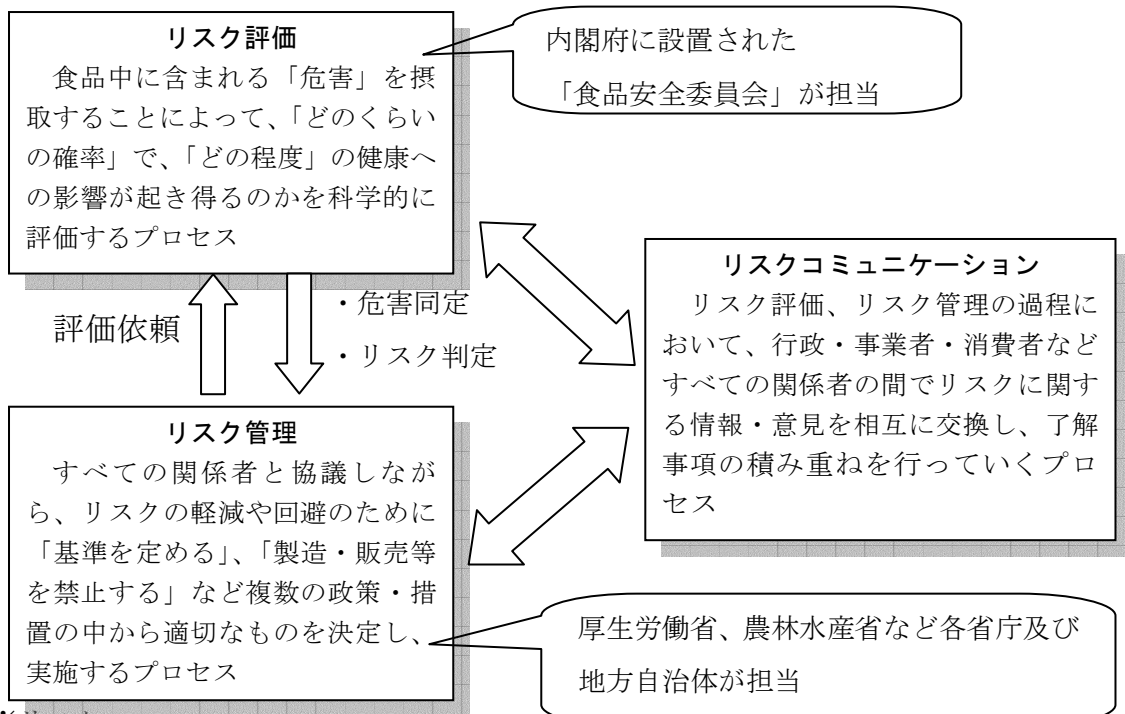
東京都中央卸売市場の地域別搬出状況



平成 15 年度都政モニターアンケート「BSE と食の安全」（東京都生活文化局実施）



食品の安全に関する「リスク分析」とは
 食品の摂取により健康に悪影響が生じる可能性がある場合、可能な範囲でその悪影響の起きるリスクを最小にすることを目的として実施するシステムをいう。
 「リスク分析」は次の3つのプロセスから構成される。



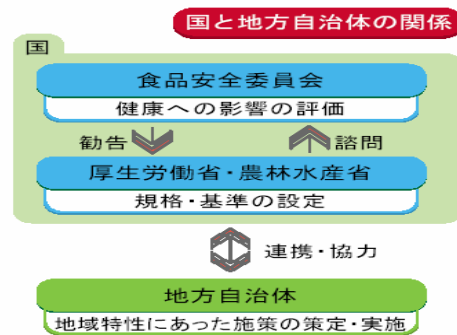
※リスク

食品が有する危害により、「どのくらいの確率」で「どの程度」の健康への影響を受けるのかを示すもの。

第2節 都の食品安全確保に向けての取組

1 これまでの取組

- ・ 法に基づき、食品の安全確保における国と自治体との役割が規定
- ・ 国は、健康への影響を評価（リスク評価）し、その結果に基づき規格・基準を制定するなどの法整備を担当
- ・ 自治体は、事業者への監視指導や、区域に流通する食品の検査、住民・事業者への情報提供などの業務を担当
- ・ 都では、第一にこうした法に基づく施策を充実させるため、輸入食品を専門に監視する輸入食品監視班の増設、食品表示に関する食品衛生法とJAS法の指導部署の一元化など、体制整備、対策の充実を実施
- ・ 第2に、大消費地東京の地域特性を踏まえ、食品衛生自主管理認証制度の創設、食品安全情報評価委員会の設置、生産情報提供食品事業者登録制度の導入など都独自の仕組づくりを推進



2 食品安全条例の制定と食品安全推進計画の策定

- ・ これまで進めてきた取組は、それぞれ単独に進められるものではなく、食品の安全確保に向けて総合的に実施することが必要
- ・ 行政の取組だけでなく、都民、事業者との理解と協力のもとに安全対策を推進していくことが必要
- ・ 都が進めて行く食品安全確保に関し、基本的な方向性を明確とするため、平成16年3月に食品安全条例を制定
- ・ 都には、都民の消費生活に関し消費者の権利の確立などを目的とした「消費生活条例」などの関係条例があり、こうした諸条例が、法制度を踏まえたうえで、相互に補完し合いながら食品の安全確保を推進
- ・ 諸条例に基づく施策を含めて、都が実施する食品安全確保施策を総合的・計画的に推進するための指針として、食品安全推進計画を策定していくことが必要

3 食品安全推進計画の役割

- ・ 食品安全条例第7条の規定、平成15年度に行われた東京都食品衛生調査会（知事の附属機関）からの提言を踏まえて、食品安全推進計画は、食品の生産から消費に至るすべての行程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全確保のために都が進める施策について
 - ◇ 「総合的な施策の体系」と「その中期的な方向」を示す。
 - ◇ 重点的に取り組むべき事項を示す。
- という役割を果たしていくことが必要

食品衛生自主管理認証制度とは

食品関係施設における自主的な衛生管理の取組を、都が指定する民間の審査機関が認証する制度。各施設で行われている衛生管理が、都の定める基準を満たしていると認められる施設を営業者からの申請により認証し、そのことを広く都民に公表することによって、営業施設全体の衛生水準の向上を図ることを目的としている。

- ◇ 平成15年8月 豆腐製造業、集団給食施設を対象に制度を創設
- ◇ 平成16年1月 申請受付を開始
- ◇ 平成16年6月 対象業種の拡大に向け、弁当・そうざい製造施設の認証基準について検討開始



食品安全情報評価委員会とは

国内外の事例や監視指導などから得られる情報について、科学的な分析・評価を行い、その結果を知事に報告する役割を担った委員会。理化学や微生物学等の専門家、都民代表で構成される。委員会の評価結果は、重点的な検査・監視の実施や都民・事業者への情報提供などに活用

- ◇ 平成15年7月 委員会を発足
- ◇ 平成16年4月 食品安全条例の制定に伴い、知事の附属機関に位置づけ
- ◇ 平成16年7月 検討結果について報告
 - ・ カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために
～正しい理解でおいしく食べる～
 - ・ 食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討
～国が公表した「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について～

生産情報提供食品事業者登録制度とは

食品の生産情報の提供に積極的に取り組む食品事業者とその食品を、東京都が登録する制度。登録された食品事業者が食品に登録マークを表示することなどで、都民が食品を購入する時に選択の目安となることを目的としている。

◇ 平成 16 年 4 月 登録の受付開始



第2章 食品安全推進計画の考え方

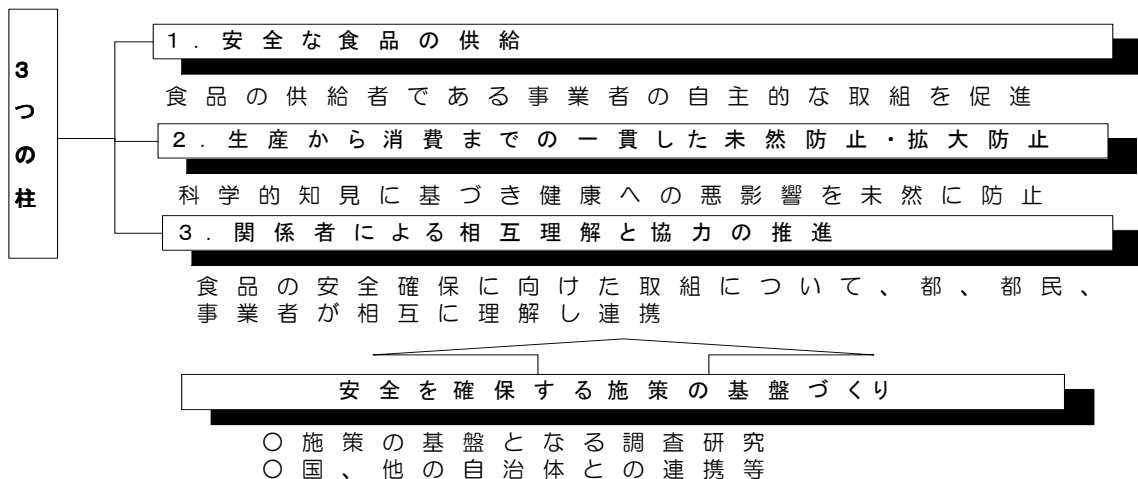
1 食品安全推進計画の基本理念

- 本計画は、食品安全条例に基づき策定されるものであることから、食品安全条例の基本理念を掲示

- ◇ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ◇ 未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保
- ◇ 都・都民・事業者の相互理解と協力に基づく安全確保

2 施策の体系化と総合的な推進

- 本計画では、先に掲げた基本理念や食品の安全確保における課題を踏まえ、施策の総合的な推進を図るため、次のとおり「3つの柱」とそれを支える「基盤」という体系の下に施策を位置づけ



- 食品安全条例第8条から第20条に定める施策を体系化し、向こう5ヵ年で取組むべき課題と施策の方向を第3章で明示

3 戦略的プラン

食品の安全確保を図る施策には、中長期的な展望の下に、基本的な取組としてねばり強く一貫して行うべき施策もあれば同時に、短期に集中して重点的・優先的に取組むべき施策もある。このため本計画では、

-
- △△△△△△△△

という施策を、都において戦略的に取組む課題と位置づけ、第4章において具体的な施策を提示

第3章 都における食品の安全確保施策の体系（基本的プラン）

以下の考え方に基づき都の食品安全確保施策を体系化

第1節 安全な食品の供給

- ・ 食品の供給にかかわるすべての事業者がその安全確保に向け、積極的に取り組むことが必要
- ・ 事業者の自主的な取り組みを一層促進させ、都内に安全な食品が流通・販売されるよう、各種の施策を推進

1 事業者の自主的衛生管理の推進

食品の安全確保を図るうえで、事業者が安全な食品を供給するという責務を適切に果たすことが最も重要あり、事業者の責務として自主的な衛生管理の推進が必要

このため

- (1) 事業者の自主的衛生管理が評価され、社会的信頼が向上するような仕組みの構築
- (2) 自主的な衛生管理体制の整備に必要な支援の実施

2 生産から消費に至る各行程での情報の記録等

食品の仕入れ・販売等に関する記録とその保管は、事故発生時等の原因究明や消費者への情報提供のため非常に重要な事項

このため

- (1) 法に基づく義務やトレーサビリティ等の導入に対する国の支援策等について普及
- (2) 記録の作成・保管について、その実施に向けた指導を強化

3 事業者に対する技術的支援

食品安全関連法の頻繁な改正、製造・加工技術や検査技術の複雑・高度化などにより衛生管理には常に新しい技術・知識が必要

このため

- (1) 法制度の概要、法改正の内容等について事業者へ分かりやすく普及
- (2) 農産物の安全確保や家畜の感染症発生に対応した生産技術の普及
- (3) 食の安全確保のため新しい製造・加工技術等の普及、相談
- (4) 食品製造、加工、販売施設等で安全管理の核となる人材の育成

第2節 生産から消費まで一貫した未然防止・拡大防止

- ・ 食品の安全確保には、健康への悪影響の未然防止の観点から、科学的知見に基づく施策を生産から消費に至るすべての段階で実施することが必要
- ・ 事故等が発生した場合の迅速・的確な拡大防止を図ることも必要

1 情報の収集、整理、分析及び評価の推進

未然防止・拡大防止の観点から、「現場の情報」をいち早くキャッチし、これを分析して、施策に反映させることが必要

このため

- (1) さまざまな情報収集、調査等を通じて、食品の安全に関する情報を幅広く収集
- (2) 収集された情報を科学的に分析し、その結果を重点的な監視指導や国への提案要求など具体的な施策へ反映

2 食品等の生産から販売に至る監視、指導等

食品の安全確保は、その生産から販売に至るすべての段階（フードチェーン）で適切に実施されることが必要

特に、食品の流通拠点である東京での安全確保を図るため、特別区と連携し、都内全域をカバーする広域的・機動的な監視指導体制が必要

このため

- (1) 関係各局の連携によりフードチェーン全体を網羅した監視指導や検査を推進
- (2) 特別区との連携により、広域に流通する食品の安全に係る事件・事故等に的確かつ迅速に対応できる機動的な監視指導を推進

3 適正な食品表示の推進

食品表示に関連する法律は、食品衛生法以外にも J A S 法、健康増進法、薬事法、景品表示法など多岐に渡り、表示すべき事項が複雑

一方、都民にとって食品表示は、食品の選択する際の重要な情報源

このため

- (1) 食品の表示に関する指導を関係局が連携を強化し、法、条例等に基づく適正表示に向けた指導を徹底
- (2) 都民にとって分かりやすい表示方法の普及

4 緊急時の体制整備

流通の大規模化、広域化などにより、予測困難な事態が発生する可能性が高まる中で、あらゆる事態に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携協力体制など、危機管理対応の充実が不可欠

このため

- (1) 大規模食中毒や B S E 発生時の対応マニュアルを整備してきたが、新たな知見や情勢の変化に対応したマニュアルを整備し、訓練などの検証を通じてその改定を実施
- (2) 卸売市場における危機管理マニュアルの制定並びに安全・品質管理者による危機管理体制の構築
- (3) 予測困難な事態に迅速・的確に対応するため、推進調整会議の緊急会議を活用した関係各局の連携協力体制を整備

第3節 関係者による相互理解と協力の推進

- ・ 食品の安全確保は、行政による規制だけで成り立つものではなく、都・都民・事業者がそれぞれの役割を果たしながら、相互の取組を理解し、協力しあうことが最も重要

1 教育・学習の推進

関係者の相互理解と協力のためには、食の安全に関する十分な知識と理解が必要

都民・事業者が求める正確な情報を必要とするときにいつでも得られるようにすることが必要

このため

- (1) 様々な広報媒体を通じた情報の提供、普及啓発の実施
- (2) 地域、学校（社会福祉施設を含む）、家庭などあらゆる機会を捉えて食品の安全に関する食育を推進
- (3) 自主的な学習に取り組む都民へ、学習場所の提供などの支援

2 事業者による情報公開の促進

都民の事業者に対する信頼向上と相互理解に向け、事業者による食品の安全に関する情報の積極的な公表を推進

このため

- (1) 事業者が所有している生産情報や自主回収などのリスク情報を広く都民に提供する仕組みを構築

3 情報の共有化、意見の交流等の推進

都・都民・事業者の相互理解と協力を進めるためには、こうした関係者の間で食品の安全に関する共通認識の醸成が必要

また、共通認識の醸成には、関係者の間で情報を共有化し、意見の相互交流を図ることが前提条件

このため

- (1) 様々な主体の組み合わせや手法による情報、意見の交流を推進

4 都民・事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるためには、都民・事業者の意見を反映させた施策を実施することが必要

このため

- (1) 食品安全審議会、消費生活対策審議会など各種審議会を通じた意見聴取、施策への反映
- (2) 食品についても、引き続き各局の「都民の声」制度や消費生活条例に基づく都民からの「申出制度」を活用
- (3) 苦情・相談など日常業務を通じた関係者からの意見収集

第4節 安全を確保する施策の基盤づくり

1 基盤となる調査研究・技術開発

新たな農薬や添加物など化学物質の開発、ノロウイルス食中毒の増加など、食品の安全に関するリスクが多様化・複雑化している中で、科学的な根拠をもって対策を講じることが必要

こうした科学的根拠を得るためには、検査・分析方法の開発や食中毒の発生機序の解明など、安全確保対策の基礎をなす研究・技術開発の推進が必要

このため

- (1) 検査法が確立されていない物質等の検査法を開発
- (2) 現在の検査法について、より迅速により精密な検査結果が得られるように改良
- (3) 食中毒のリスクを軽減するような製造・加工方法を開発
- (4) 土壌中の残留農薬の分解・除去手法を検討

2 区市町村、国等との連携

都内で消費される食品のほとんどは都外で生産・製造されたものであり、違反処理等において他の自治体との連携は不可欠

輸入食品の通関時の検査や、食品の規格・基準の設定は国の専管事項であるため、総合的な対策を進める上で国との連携も不可欠

特別区をはじめ都内の基礎的自治体との連携も重要

このため

- (1) 首都圏等の近隣自治体との定期的な会議の開催
- (2) 違反処理等を通じての連携の強化
- (3) 必要に応じて国へ提案要求

以上の考え方にに基づき都の政策を体系化すると次のように整理される。

食 品 安 全 確 保 施 策 の 体 系

